

(様式-1)

令和3年度 静岡県水防計画書 (案) 新旧対照表

新頁	旧	新
表紙	令和 <u>2</u> 年度 静岡県水防計画書 静岡県	表紙 令和 <u>3</u> 年度 静岡県水防計画書(案) 静岡県

新頁	旧	新
<p>19</p> <p>第6章 第4節 ダム、水こう門等及びその操作 事前放流を実施するダムの操作</p>	<p>第3節 河口部・海岸部の水こう門等（津波・高潮時）</p> <p>河口部・海岸部の水こう門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時には適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。</p> <p>河口部・海岸部の水こう門等の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には、現地で直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。</p> <div data-bbox="320 676 1504 928" style="border: 1px solid black; height: 120px; width: 100%;"></div>	<p>事前放流を実施するダムの操作の追加</p> <p>治水協定に基づくダムの事前放流の運用による見直し</p> <p>第3節 河口部・海岸部の水こう門等（津波・高潮時）</p> <p>河口部・海岸部の水こう門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時には適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。</p> <p>河口部・海岸部の水こう門等の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には、現地で直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。</p> <div data-bbox="1596 676 2781 928" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4節 事前放流を実施するダムの操作</p> <p>ダムは、表.6-1(P.20)のとおりである。なお、事前放流に係る操作規則及び操作規程等は、別冊ダム及び水門編のとおりである。</p> <p>ダム管理者は各水系の治水協定に基づき事前放流の実施を判断し、操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行う。</p> </div>

追加

追加

新頁

旧

新

27 第9章 第1節 気象庁が行う予報及び警報とその措置(共同業務を除く) 水防活動に必要な気象等の予報及び警報

洪水注意報・警報の発表基準の変更
最新の災害資料を追加した基準値の精査により見直し

表. 9-4 洪水注意報の発表基準

Table with 5 columns: 市町村等をまとめた地域, 市町村等, 流域雨量指数基準, 複合基準, 指定河川洪水予報による基準. Rows include 中部南, 中部北, 伊豆北, 伊豆南, 富士山南東, 富士山南西, 遠州北, 遠州南, 掛川市, 袋井市, 湖西市, 御前崎市, 菊川市.

表. 9-4 洪水注意報の発表基準

Table with 5 columns: 市町村等をまとめた地域, 市町村等, 流域雨量指数基準, 複合基準, 指定河川洪水予報による基準. Rows include 中部南, 中部北, 伊豆北, 伊豆南, 富士山南東, 富士山南西, 遠州北, 遠州南, 掛川市, 袋井市, 湖西市.

全部改正

全部改正

新頁

旧

新

29 第9章 第1節 気象庁が行う予報及び警報とその措置(共同業務を除く) 水防活動に必要な気象等の予報及び警報

表. 9-6 洪水警報の発表基準

Table with 5 columns: 市町村等をまとめた地域, 市町村等, 流域雨量指数基準, 複合基準, 指定河川洪水予報による基準. It lists flood warning criteria for various regions in Shizuoka Prefecture.

全部改正

洪水注意報・警報の発表基準の変更

最新の災害資料を追加した基準値の精査により見直し

表. 9-6 洪水警報の発表基準

Table with 5 columns: 市町村等をまとめた地域, 市町村等, 流域雨量指数基準, 複合基準, 指定河川洪水予報による基準. It lists updated flood warning criteria for various regions in Shizuoka Prefecture.

全部改正